

能登半島での大雨により被災した石川県管理河川の 本格的な復旧工事を国が権限代行で実施

令和6年9月20日からの大雨により被災した能登半島北部の石川県管理河川においては、河川法に基づく権限代行制度を活用し、国が県に代わって緊急的な応急復旧工事を実施してきました。

この度、石川県知事の要請を踏まえ、高度な技術力を要する河川の本格的な復旧工事についても、国が権限代行により実施することと致しました。

【国が代行する工事】

○河川の名称 つかだがわ 塚田川、まちなのがわ 町野川、すず おおたにがわ 珠洲大谷川

○区 間 塚田川 約 2km (河口から輪島市久手川町地先まで)
町野川^{*} 約 7km (河口から輪島市町野町鈴屋地先まで)
珠洲大谷川 約 2km (河口から珠洲市大谷町地先まで)
河川合計 約 11km

すずやがわ
※町野川には支川鈴屋川を含む

○工事の内容 本格的な復旧工事 (河道拡幅、護岸整備 等)

【高度な技術力を要する理由】

- ・多量の土砂や流木の流下対策として、治水工事と砂防工事の連携等が不可欠であるため。

【同時発表記者クラブ】

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
福島県政記者クラブ
長野市政記者クラブ
長野県庁会見場
山形県政記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 河川部

河川調査官 田村 利晶 (内線 3513)

代表 025-280-8880、直通 025-370-6767

能登半島での大雨により被災した河川の本格的な復旧工事を国が権限代行で実施

- 令和6年9月20日からの大雨により被災した能登半島北部の石川県管理河川においては、河川法に基づく権限代行制度を活用し、国が県に代わって緊急的な復旧工事を実施してきました。
- この度、石川県知事から要請を踏まえ、高度な技術力を要する河川の本格的な復旧工事についても、国が権限代行により実施することと致しました。



珠洲大谷川（珠洲市）



河道内土砂撤去や護岸応急復旧を実施中
被災した護岸の本復旧についても権限代行を実施

塚田川（輪島市）



河道内土砂撤去、護岸応急復旧を実施中
被災した護岸の本復旧や河道拡幅などの改良工事についても権限代行による施工を実施

町野川（輪島市）



河道内土砂撤去、護岸応急復旧を実施中
被災した護岸の本復旧（地震災含む）や河道掘削などの改良工事についても権限代行による施工を実施